平成２５年（フ）第２３０７号
札幌市北区北19条西６丁目２番３―1102号
破産者　竹原　敏明
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５７号
群馬県北群馬郡榛東村大字長岡589番地１
破産者　髙橋　康夫
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１５８号
群馬県北群馬郡榛東村大字長岡字反田589番１、住民票上の住所群馬県北群馬郡榛東村大字長岡591番地
破産者　髙橋　チヱ
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２１９２号
愛知県北名古屋市高田寺出口89番地１
破産者　中野　正章
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５４号
神戸市長田区若松町３丁目１番１―607号
破産者　夢工房・匠こと　笹野　晴資
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７号
神戸市中央区北長狭通３丁目10番１号　ＣＲＯＳＳ　ｂ１ｄ４Ｆ、従前の住所兵庫県加古川市上荘町井ノ口729番地
破産者　藤井　裕子
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１２５号
広島市西区庚午南１丁目２番28―315号
破産者　白木　裕二
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６号
岩手県奥州市水沢区字桜屋敷528番地
破産者　小野寺克博
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第５２２号
横浜市緑区東本郷５丁目34番３号
破産者　山崎　　武
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５３３号
横浜市金沢区谷津町103番地８、開始決定時の住所横浜市金沢区富岡東２丁目１番32―301号
破産者　鈴木　　晋
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４３号
石川県野々市市徳用町103街区５番　マリーナＣ棟107号
破産者　乃生　　忠
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第６１０号
静岡県浜松市中区神田町106番地の１　セジュールエクセラン101号、前住所静岡県浜松市中区神田町67番地の３
破産者　岡田　睦子
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６５号
山口県下関市石神町８番31号
破産者　中尾　　孝
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１５４号
山口県下関市安岡町１丁目６番25―302号ニューコーポ内山、開始決定時の住所山口県下関市綾羅木新町２丁目３番２号
破産者　久永　一美
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１８２号
山口県下関市新垢田南町２丁目３番Ｒ４―406号市営新垢田住宅、前住所山口県下関市豊田町大字矢田100番地２
破産者　宮田　芳明
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第４３２号
愛媛県松山市北梅本町69番地２
破産者　髙橋　俊和
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２００号
愛媛県松山市堀江町甲530番地１、開始決定時の住所愛媛県松山市勝岡町187番地１
破産者　二宮　清美
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部